

資料 8



企業会計基準委員会（ASBJ）の活動

2019年9月3日
企業会計基準委員会

- 中期運営方針の策定
- 日本基準の開発
 - 我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取り組み
 - その他の日本基準の開発
- 国際的な意見発信
 - のれんの償却
 - その他

中期運営方針の策定

- 中期運営方針（2016年8月）における基本方針
 - 我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図る
 - 日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図る
 - 国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく

- 今後3年間の中期運営方針の策定
 - 本年7月より、今後3年間の中期運営方針の策定を開始している。
 - 2016年8月に公表した中期運営方針における基本方針（上記）を、継続する方向で検討を行っている。

日本基準の開発

我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み(1)

■ 収益認識

- 2018年3月30日に会計処理に関する最終基準を公表、2021年4月1日開始事業年度の期首から適用（早期適用可）
- 現在、表示及び注記について審議中

■ 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

- 2019年7月4日に最終基準を公表、2021年4月1日開始事業年度の期首から適用（早期適用可）

我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み(2)

■ リース

- 2019年3月に会計基準の開発に着手することを決定
- 借手の費用配分のあり方、国際的な会計基準との整合性を図る程度、サービスに関してリース会計基準の対象とする取引の範囲、延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策、重要性に関する定め、連結財務諸表と単体財務諸表の関係等について検討中

■ 金融商品

- 「分類及び測定」、「減損」、「一般ヘッジ」について会計基準の開発に着手するか否かを審議中

- 2018年8月以後に開発した主な会計基準等
 - 実務対応報告第18号 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の改正（2018年9月、2019年6月）

- 現在開発中の主な会計基準等
 - 「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示
 - 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
 - 財務諸表を継続企業的前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規準の作成
 - 税効果会計に関する指針の一部改正
 - 金利指標改革に起因する会計上の問題（LIBOR廃止に伴う対応）（検討未開始）

国際的な意見発信

■ IASBの審議の状況

- 「のれん及び減損」を、リサーチ・プロジェクトとし、2015年2月より審議を行っている。
- 2018年7月のIASB会議において、プロジェクトの目的として以下の項目を検討することを暫定決定している。
 - 企業結合の成果に関する開示の改善
 - のれんの会計処理の簡素化
 - ✓ 償却の再導入
 - ✓ のれんの年次の定量的な減損テストの免除
 - 使用価値の計算の改善

■ IASBの審議の状況 (続き)

- 2019年6月のIASB会議において、今後公表が予定されているディスカッション・ペーパーに含めるIASBの予備的見解が議論された。審議結果は以下のとおり (2019年6月IASB Updateより) 。
 - IASBは、のれんの事後の会計処理として、現行の減損のみモデルを維持すべきであり、のれんの償却を再導入する提案を開発しないとの予備的見解に至った。
 - しかし、この決定に賛成したのは14名のIASB理事のうち8名のみであり、6名は反対したので、ディスカッション・ペーパーでは両アプローチの主張を説明する。

■ IASBの審議の状況 (続き)

- 2019年6月のIASB会議で聞かれた主な意見は以下のとおり

減損のみアプローチを支持する意見

- のれんの残高が多いことをもって“Too little, too late”の問題が生じているとは限らない。のれんは減耗する資産であるが、ある年限で完全に費消されるものとは言えない。
- アナリストの多くは償却に反対している。
- IAS第36号「資産の減損」の適用の問題である。

のれんの償却の再導入を支持する意見

- シールディング効果により、のれんの減損がToo lateとなることは不可避であり問題である。のれんのほとんどは価値が減耗する資産であり、償却によりコスト負担があることを損益計算書に示さないことは誤った情報を伝えることになる。金融危機時に多額の減損が生じると、IASBの責任が問われることになる。
- 減損テストが機能していないという適用後レビューへの対応を示すべきである。

- 2019年中にディスカッション・ペーパーが公表される予定

■ FASBの審議の状況

- 2019年5月に、非公開の営利企業に認めている、10年（又はそれより短い期間）でのれんを償却することの選択を非営利企業に拡大した。
- 2019年7月9日にコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」を公表した（コメント提出期限：2019年10月7日）。FASBの見解は含まれていない。
 - のれんの事後の会計処理を変更すべきか
 - ✓ アプローチ1：のれんの償却
 - 償却する場合、償却期間をどのように考えるか
 - ✓ アプローチ2：のれんの減損テストの修正
 - 企業結合における無形資産の認識を修正すべきか
 - のれん及び無形資産に関する開示を追加又は変更すべきか
 - 比較可能性及び範囲

■ ASBJの対応

- 現在コメント期間であるFASBのコメント募集及び今後公表されるIASBのディスカッション・ペーパーに、関係者の意見を集約したうえで対応を図る予定
- 2016年10月に公表した「のれん及び減損に関する定量的調査」(リサーチ・ペーパー第2号)を更新する作業を行っている

- リサーチ・プロジェクト
 - 暗号資産（仮想通貨）
 - 無形資産

- IASBの基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）への対応
 - 比較可能性の向上を目的とした次の3つの小計の導入を暫定決定している
 - 営業利益
 - 営業利益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益
 - 財務及び法人所得税前利益
 - 経営者業績指標（Management Performance Measures <MPM>）の開示
 - 経営者の観点において、利用者に企業の財務業績を伝える指標（1つ又は複数）（IAS第1号で要求される小計以外の指標）
 - 財務業績の計算書で表示するか又は注記において別個の調整表として提供することを暫定決定している
 - 2019年末に公開草案を公表することが予定されており、関係者の意見を集約したうえで対応を図る予定

(参考1) 国際会議への参加

- 2018年8月以後、以下の国際会議へ参加している。
 - 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議 (ロンドン)
 - 2018年10月、2018年12月、2019年4月、2019年7月
 - 米国財務会計基準審議会 (FASB) との定期協議
 - 第24回 (2018年8月、ノーウオーク)、第25回 (2019年2月、東京)、第26回 (2019年8月、ノーウオーク)
 - 会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) 会議
 - 2018年10月 (ロンドン)、2019年3月 (ブエノスアイレス)
 - 2019年3月に、ASBJの副委員長がIFASS会議の議長に就任している。
 - アジア・オセアニア基準設定主体グループ (AOSSG) 会議
 - 中間会議 (2018年9月、ロンドン)、第10回年次総会 (2018年11月、シンガポール)
 - 世界会計基準設定主体 (WSS) 会議 (2018年10月、ロンドン)
 - 日中韓3カ国会計基準設定主体会議 (2018年10月、釜山)
 - オーストラリアの会計基準設定主体 (AASB) との会合 (2018年12月、東京)
 - 香港の会計基準設定主体 (HKICPA) との会合 (2019年2月、香港)
 - 多国間ネットワーク会議 (米国、英国、ドイツ、カナダ、2019年4月、フランクフルト近郊)

(参考2) 基本財務諸表

■ 財務業績の計算書 – 2018年12月ASAF資料における例示による

財務業績の計算書

| | |
|--|--------------|
| 売上高 | 10,000 |
| 売上原価 | △4,000 |
| 売上総利益 | 6,000 |
| 販売費及び一般管理費 | △3,000 |
| 営業利益 | 3,000 |
| 不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益 | 500 |
| 営業利益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益 | 3,500 |
| 金融資産の公正価値の変動 | 250 |
| 受取配当金 | 50 |
| 不可分でない関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益 | 100 |
| 財務及び法人所得税前利益 | 3,900 |
| 現金及び現金同等物から生じる利息収益 | 100 |
| 財務活動から生じる費用 | △1,000 |
| 割引の振戻し | △100 |
| 税引前利益 | 2,900 |

注記

| 経営者業績指標 (MPM) | 4,900 | 税金への影響 | NCIへの影響 |
|--|--------------|--------|---------|
| 工場Aの閉鎖に関するリストラ費用 | △1,000 | 200 | 50 |
| Bの裁判に関連する和解 | △400 | 80 | - |
| 営業利益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益 | 3,500 | | |

